

国立大学法人滋賀大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針

※ この指針は状況に応じて見直しされる可能性があります

社会における感染症流行及び防止対策の状況	政府・自治体等による感染拡大防止のための要請が発出されていない状況	政府・自治体等から感染拡大に留意した行動が求められている状況	政府・自治体等から外出やイベント開催の必要性を検討するよう要請されている状況（一律の自粛要請ではない）	政府・自治体等から不要不急の外出や大規模なイベントの開催自粛等が要請されている状況 近隣自治体が特定警戒地域に指定されている	政府・自治体等から緊急事態宣言による施設の使用制限を要請されている状況	学内関係者での感染クラスターが発生した状態、又は、全国的に感染爆発状態にあるか、その状態に入る危険性の高い状況
	0	1	2	3	4	5
制限レベル	通常	一部制限	制限-小	制限-中	制限-大	原則停止
学生等の入構	通常	学生入構可。来学時は大学の感染防止対策に従う	学生入構可。来学時は大学の感染防止対策に従う	不要不急の入構自粛 外出・移動制限地域からの来学の禁止	原則禁止(やむを得ない者について許可制)	原則禁止
授業(教育活動)	通常 (新しい教育活動のあり方として、online授業の活用も組み合わせ)	受講者間の距離を確保する等の感染拡大防止策を講じた上で、対面による講義を実施 (online授業との組み合わせや併用を含む) 受講者間の距離を確保することが難しい授業は、online授業。	原則としてonline授業。 受講者間の距離を確保する等の感染拡大防止策を講じた上で、必要性が高いものについては対面による講義等を実施可。	原則としてonline授業。 感染拡大防止策を講じた上で、一部の実施の必要が高い(必要最小限の)実験、実習などを実施可	online授業	online授業
学内施設利用	通常	感染症拡大防止策を講じたうえで利用可*	感染症拡大防止策を講じたうえで利用可* 利用者数を制限し、許可制により利用させる	感染症拡大防止策を講じたうえで利用可* 利用者数を制限し、許可制により利用させる 政府・自治体の移動自粛要請に応じ、許可する範囲を限定	施設利用停止(やむを得ない場合許可の下で利用)	施設利用停止
課外活動	通常	感染防止対策の上、実施(活動にあたっては、感染防止の計画を提出させる)**	感染防止対策の上、実施(活動にあたっては、感染防止の計画を提出させる)**	活動禁止	活動禁止	活動禁止
研究活動	通常	感染防止対策を講じて遂行	感染防止対策を講じて遂行 対面での指導は必要最小限に 自宅での活動を推奨	感染防止対策の徹底 感染拡大地域での活動自粛 学会等への参加自粛 自宅での活動を推奨 対面での研究指導自粛	原則在宅勤務の範囲での研究活動 特定警戒地域での自宅外での研究活動は原則中止 学会などへの参加は原則自粛	研究機能の最低限の維持のために、学系長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、研究施設・設備や維持管理などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可。
業務運営	通常	会議などは感染症対策を実施の上開催 特別休暇・時差出勤制度 部局長の許可の下での在宅勤務可	遠隔会議も活用 特別休暇・時差出勤制度 部局長の許可の下での在宅勤務可 不要不急の県外への移動は自粛	会議は遠隔対応を行って実施 業務遂行上可能な教職員は在宅勤務 事務局はシフト制による業務遂行 不要不急の県外への出張は行わない 特定警戒地域への移動の自粛	会議は遠隔対応を行って実施 業務遂行上可能な教職員は在宅勤務 事務局はシフト制による業務遂行 県外への出張は原則行わない	最低限の大学機能維持業務のみ最小人数で実施(その他は在宅勤務で対応) その他の教職員は自宅待機を要請